

第2節 物品の無賃運送を凶った場合の処置

第220条 削除

第221条 削除

(物品の無賃運送を凶った場合の処置)

第222条 旅客又は公衆が、その携帯品を遺失物のように装って物品の無賃運送を凶った場合は、当該物品の運送区間について、第208条第1項第1号の規定を準用する。